

令和 8 年 6 月定例会議案審議結果一覧表
(単位 件)

議案の審議結果

6 月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計33議案について、19日間にわたり熱心な審議が行われ、7 月 3 日に議決された。
議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案 可決	承認	同意	合計
予 算		3			3
条 例		3			3
事 件		8	1	2	11
意見書・決議		16			16
計		30	1	2	33

知 事 提 出 議 案

議案 番号	件 名	要 旨	議決結果
91	令和 8 年度埼玉県一般会計補正予算（第 1 号）	補正額 46億9,529万 2 千円 補正後 2 兆4,395億 6 千万円	原案可決
92	令和 8 年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）	補正額 1 億3,719万 2 千円 補正後 912億6,222万 4 千円	原案可決
93	埼玉県税条例の一部を改正する条例	地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長等しようとするものである。	原案可決
94	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の規定による変更の届出があった指定特定非営利活動法人について、主たる事務所の所在地の表示を変更しようとするものである。	原案可決
95	埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例	暴力団排除活動の一層の推進を図るため、暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域を追加するとともに、暴力団員が暴力団員である事実を隠蔽する目的で他人の名義を利用することを禁止等しようとするものである。	原案可決
96	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県税条例等の一部を改正する条例）	地方税法等の一部改正に伴い、緊急に埼玉県税条例等を改正する必要が生じ、埼玉県税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 3 項の規定に基づき承認を求めるものである。	承認
97	工事請負契約の締結について	工 事 名 ロボット開発イノベーションセンター（仮称）建築工事 施工箇所 鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内 履行期限 令和10年 3 月17日 請負金額 30億2,500万円 請負業者 細田建設株式会社	原案可決
98	工事請負契約の締結について	工 事 名 川口特別支援学校北棟新築工事 施工箇所 川口市大字赤井字田畑1234番 1 履行期限 令和10年 1 月31日 請負金額 9 億2,290万円 請負業者 株式会社佐伯工務店	原案可決

99	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起しようとするものである。	原案可決
100	埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について	埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款を変更しようとするものである。	原案可決
101	令和8年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）	補正額 55億1,385万9千円 補正後 2兆4,450億7,415万1千円	原案可決
102	埼玉県副知事の選任について	埼玉県副知事伊藤高の退職に伴い、その後任として河村英知を選任することについて同意を得ようとするものである。	同 意
103	埼玉県公安委員会委員の任命について	埼玉県公安委員会委員桐澤重彦の任期は、令和8年8月7日で満了となるが、後任として西村直久を任命することについて同意を得ようとするものである。	同 意

議員提出議案（意見書等）

議第20号議案

地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項の一部改正について

地方自治法第180条の規定により知事が専決処分することができる事項（昭和41年第5号議決）の一部を次のように改正し、令和8年9月24日から施行する。

6中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

原案可決

議第21号議案

中小企業・小規模事業者等に対する事業継続支援を求める意見書

中東情勢が不透明な中、燃料油・潤滑油や塗料、農業用資材などの石油等由来製品の供給不足を背景に、製造業、建設業、塗装工事業、運輸業、農林水産業など、様々な産業の事業継続に深刻な影響が生じている。県内でも、仕入れ価格の高騰や資材の調達難などによって、資金繰りの悪化、受注機会の喪失、工期の遅延、雇用の維持が困難になっているなどの声が上がっている。

中小企業・小規模事業者は、大量の在庫確保や優先調達が困難であり、供給不足の影響を最も直接的かつ深刻に受ける。我が国の産業を支える中小企業・小規模事業者等の事業の継続を支援し雇用を守るため、緊急かつ重点的な対策が必要である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 石油等由来製品の安定的な供給体制を確保して流通の円滑化を図り、供給不足を解消するとともに、価格高騰への適切な対応を行うこと。
- 2 石油等由来製品の供給不足による影響を受けている中小企業・小規模事業者等に対し、緊急的な融資や助成制度の整備など、事業継続や雇用維持のための支援を拡充すること。
- 3 石油等由来製品の現場レベルの供給状況や代替品に係る情報を正確に把握し、迅速かつ継続的に提供できる体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

埼玉県議会議長